

# 群馬県留置施設視察委員会



## 1 群馬県警察の留置施設

群馬県警察では、県下10警察署に10箇所の留置施設を設置し、それぞれの留置業務管理者(警察署長等)の下で管理運営しています。各留置施設では、留置担当官等が被留置者に対する日々の処遇や護送の業務に従事しており、法律等に基づいた適正な管理運営に努めています。

## 2 群馬県警察留置施設視察委員会の設置

平成19年6月1日に施行された「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」に基づき、留置施設運営の透明性と被留置者の適正な処遇を確保するため、群馬県警察本部に部外の第三者からなる群馬県留置施設視察委員会(以下「委員会」と表記します。)が設置されています。

## 3 委員会設置の目的

委員会は、留置施設の実情を把握した上で留置業務管理者に意見を述べることにより、留置施設運営の改善向上に資することを目的としています。

## 4 委員会の組織と職務等

### (1) 組織等

委員会は、委員4人で構成されています。

委員は、人格識見が高く、かつ、留置施設運営の改善向上に熱意を有する者のうちから、群馬県公安委員会が任命する非常勤特別職の地方公務員です。

委員の任期は1年ですが、2回まで再任をされることができます。

### (2) 職務

委員会は、留置業務管理者から提供される留置施設の運営状況、留置施設の視察及び被留置者との面接などにより、留置施設の運営状況を的確に把握した上で、留置業務管理者に対し、留置施設の運営に関する意見を述べます。

# 令和4年度中の留置施設視察委員会の活動結果について

- 1 会議開催数  
**3回**
- 2 視察した留置施設  
**5施設**
- 3 面接した被留置者数  
**8人**
- 4 留置業務管理者に対する意見等  
**主な意見・要望及びその措置状況は、下表のとおりです。**

## 主な意見内容

- 被留置者の入浴の頻度を増やせないか
- 高崎警察署留置施設の老朽化に伴う建て替えを検討できないか
- 太田警察署の被留置者死亡事案を受けての再発防止対策は

## 措置内容

- 被留置者の入浴は、被留置者の留置管理に関する訓令により規定され、運用しているが、他県警察の調査結果を踏まえて検討、調整を行っています。
- 施設の建て替えは、長期的な検討が必要となることから、委員からの御意見を関係部署に共有します。
- 看守勤務体制を強化するため、看守勤務員の増員、勤務例の制定、留置担当官の士気高揚のための表彰制度の改正等を行っています。